

丸亀商工会議所「議員選挙」のお知らせ

～現役員・議員は、平成31年1月末に任期(3年)満了となります～

「議員」は商工業者の代表です

「議員選挙」と言うと、よく国会や地方議会の議員選挙と間違われることがありますが、「商工会議所法」という国の法律の中には、商工会議所も会員企業の中から地域商工業者の代表として議員を選挙・選任することが求められています。

選ばれた議員は、商工会議所の最高議決機関である「議員総会」の構成員として、商工会議所の運営について意思決定を行うこととなります。

議員の定数は「80名」

商工会議所の議員選挙・選任は広く商工業者の意見を反映させるために80名の議員を幅広い範囲から選出いたします。その選挙や選任方法によって、議員は次の3つに区分されていて、商工会議所法第41条の1号～3号に規定されていることから、「〇号議員」と呼ばれています。これらの議員選挙・選任は、平成30年12月～平成31年1月にかけて、2号→1号→3号の順で行われ、この1号から3号の議員は、選出の方法は異なりますが、議員の資格に違いはありません。

※各議員になられた場合の会費持口数は、1号・2号議員が40口以上、3号議員が70口以上となります。

◆ 1号議員	40名	会員や特定商工業者の選挙により選任する議員。
◆ 2号議員	28名	部会(6部会)が、部会員のうちから選任する議員。
◆ 3号議員	12名	1号・2号議員が選任した選考委員によって、会員のうちから選任する議員。

「会費の納入」をお早めに!

議員選挙で選挙権を持つことができるのは、丸亀商工会議所の会員と特定商工業者の二者に限定されます。ただし、会員や特定商工業者の資格があっても、無条件に選挙権が与えられるわけではなく、次のような制約があります。

■ 会員の場合

平成30年度の会費を選挙人名簿の縦覧開始日までに、納入していること。

以上により、1号議員の選挙権(会費1口につき1票の投票権、ただし、50票を上限とする)及び、被選挙権を有します。※ただし特別会員(丸亀商工会議所の地区外等の会員)は選挙権・被選挙権ともに有しません。

■ 特定商工業者の場合

平成30年度の特定商工業者負担金を、選挙人名簿の縦覧開始日までに納入していること。ただし、1票の選挙権に限られます。

「会員」と「特定商工業者」の相違

■ 会員

会員は任意加入制度で、丸亀商工会議所の地区内(飯山町、綾歌町は除く)の商工業者及び定款上認められた個人・法人・団体なら原則としてどなたでも会員になれます。商工会議所の運営を支え、事業活動の推進力となるのが、この会員です。

■ 特定商工業者

丸亀商工会議所の地区内において資本金額(払込済出資総額)が300万円以上、又は常時使用する従業員数(営業所等を含む)が20人(商業・サービス業は5人)以上の事業所です。

※お気軽にお問い合わせください

ご贈答/お中元/各種コンペ/内祝/お土産

丸亀商工会議所
きじょうあん
まがまの電球

本社
株式会社 讃匠
香川県綾歌郡宇多津町浜三番丁37-4
☎0120-45-2860

丸亀売店
丸亀市城東町2-10-17
☎0877-22-6856

★福利厚生のお手強い★

ふれんど中讃

新規会員募集中! 月額お1人700円の会費で特典いっぱい

お知り合いの事業所をご紹介ください。事務局よりご説明にまいります。ご紹介いただいた事業所が加入されましたら、御礼としてジェフグルメカードを差し上げます。どうぞご利用ください

お申込み・お問い合わせは
〒763-0034 丸亀市大手町1-5-3
TEL: 0877-24-7700 FAX: 0877-24-7740



まだ商工会議所の会員でない方を、ぜひご紹介ください。